8　定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

9　注４から注８までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

11　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

12　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年　月　日現在

サービスの種類　ローカル５Ｇサービス

事業者名
法人番号

1　契約数等

報告事項		契約数等
契約数		
	接続に係るＭＶＮＯ	
	ＭＮＯであるＭＶＮＯ	
	契約数が３万以上であるＭＶＮＯ	
事業者数		
	接続に係るＭＶＮＯ	
	ＭＮＯであるＭＶＮＯ	
参考事項		

2　ＭＶＮＯの事業者名及び法人番号

契約数が３万以上であるＭＶＮＯ		契約数が３万未満であるＭＶＮＯ	
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号

注１　自ら提供するローカル５Ｇサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下この表において「ＭＶＮＯ」という。）がある場合に記載すること。

２　「契約数」の項には、自ら提供するローカル５Ｇサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は含めないものとするとともに、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。